

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平泉町は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・ 当町では、平泉町個人情報保護条例及び平泉町情報セキュリティ基本方針により、個人情報の保護及び情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- ・ 個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に個人情報の保護に関する条項を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

岩手県平泉町長

公表日

令和1年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	・地方税法及び条例等に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の徴収事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ① 地方税の収納及び消込処理 ② 納付・未納状況及び過誤納の管理 ③ 収入更正 ④ 納付書の再交付 ⑤ 督促状・催告書送付 ⑥ 納税相談、分納誓約作成 ⑦ 滞納処分 ⑧ 不納欠損処理
③システムの名称	個人住民税システム、法人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、口座管理システム、収納システム、滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税台帳ファイル、個人住民税課税資料ファイル、国民健康保険税課税台帳ファイル、固定資産税課税台帳ファイル、軽自動車税課税台帳ファイル、口座情報ファイル、収納管理ファイル、滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	まちづくり推進課情報施策係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5578
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5563

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月30日	I-7 請求先	総務企画課情報施策係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-2111	まちづくり推進課情報施策係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5578	事後	
平成30年5月28日	I-1 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法及び条例等に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の徴収事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ① 地方税の収納及び消込処理 ② 納付・未納状況及び過誤納の管理 ③ 収入更正 ④ 納付書の再交付 ⑤ 督促状・催告書送付 ⑥ 納税相談、分納誓約作成 ⑦ 滞納処分 ⑧ 不能欠損処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法及び条例等に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の徴収事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ① 地方税の収納及び消込処理 ② 納付・未納状況及び過誤納の管理 ③ 収入更正 ④ 納付書の再交付 ⑤ 督促状・催告書送付 ⑥ 納税相談、分納誓約作成 ⑦ 滞納処分 ⑧ 不納欠損処理 	事後	
平成30年5月28日	I-5 ②所属長の役職名	税務課長 千葉多嘉男	課長	事後	
平成30年5月28日	I-8 連絡先	税務課 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-2111	税務課 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5563	事後	
令和1年6月25日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年6月25日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年6月25日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	IV-2 特定個人情報の入手		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-3 特定個人情報の使用		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-5 特定個人情報の提供・移転		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-7 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-8 監査		[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和1年6月25日	IV-9 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	